

## 逗子市職員給与条例の一部改正骨子（人事院勧告関係）

1. 改定率 （一般行政職）0.14% 566円  
                   （前回改定 H30年度人勧 0.17% 712円）  
                   （全 職）0.15% 600円  
                   （前回改定 H30年度人勧 0.18% 728円）

## 2. 改定内容

## (1) 給料

- ア 給料平均引上率 （一般行政職） 0.12%  
                                   （全 職） 0.13%

## イ 給料表上の改定率

給料表（1） 0.14%

級	1	2	3	4	5	6	7	8	平均
改定率	0.6	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.14

給料表（2） 0.18%

級	1	2	3	4	5	6	平均
改定率	0.6	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.18

## (2) 手当

## ア 期末勤勉手当

※勤勉手当率のみ改正（第19条関係）

年間支給月数 +0.05月（再任用は改定なし）

6月期 現行 0.925（再任用0.45） 改定後 0.95月（再任用0.45月）  
 12月期 現行 0.925（再任用0.45） 改定後 0.95月（再任用0.45月）

## &lt;参考&gt; 期末勤勉手当

4.45月分（再任用2.35月分） → 4.5月分（再任用2.35月分）

## (3) 実施時期

令和2年4月1日

ただし、退職手当の算出基礎となる給料月額に限り、改定後の給料表について平成31年4月1日から適用する。

## 職員給与の適正化について

## R2.2 職員課

財政対策プログラムによる集中対策期間（平成30年度及び令和元年度）に伴う給与削減及び給与改定凍結を終了し、人事院勧告の準拠、近隣自治体との均衡等を図る中で、令和2年度以降における持続性のある職員給与の適正化を実施する。

## 1 財政対策プログラムによる集中対策期間に伴う給与削減の終了

財政対策プログラムによる集中対策期間に伴う給与削減は、令和2年3月31日をもって終了する。

## 削減内容

## (地域手当)

- ・一般職給料表(1)8～7級 ▲4%（支給割合11%）
- ・一般職給料表(1)6～1級及び一般職給料表(2)6～1級 ▲3%（支給割合12%）

## (期末手当)

- ・一般職給料表(1)8～7級 ▲0.3月/年
- ・一般職給料表(1)6～1級及び一般職給料表(2)6～1級 ▲0.25月/年
- \*再任用職員 ▲0.12月/年

## (管理職手当)

- ・一般職給料表(1)8級 ▲15%      7級 ▲10%

## (上記各手当に連動する手当の額)

- ・減額後の上記各手当により算出

## 2 令和2年度以降の給与の適正化

## (1) 地域手当

他自治体との平均給与を比較し、市民の納得が得られる給与水準とするため、持続性のある職員給与の適正化の一環として見直しを実施し、支給割合について、当分の間、12%とする。

## (2) 扶養手当

国家公務員及び近隣自治体との均衡等を総合的に勘案し、次のとおりの支給水準とする。ただし、配偶者に係る手当額の減額に伴う激変緩和等を考慮し、経過措置を設けるものとする。

		現 行	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配 偶 者		13,700円	11,700円	9,400円	7,800円
子	2人まで	7,600円	9,400円	11,200円	11,200円
	3人から	6,500円	8,800円	11,200円	11,200円
	配偶者なし	11,000円	11,000円	11,200円	11,200円
父母等	2人まで	7,600円	7,600円	7,600円	7,800円
	3人から	6,500円	6,500円	6,500円	7,800円
	配偶者なし	11,000円	11,000円	9,400円	7,800円

\* 子（特定加算）5,000円

### (3) 住居手当

次のとおり、国家公務員の支給状況に準じる水準とする。ただし、自ら居住するための住宅を所有する場合（持家）の手当の廃止に伴う激変緩和及び近隣自治体の支給状況を考慮し、経過措置を設けるものとする。

	現 行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
持家	15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円	0円
借家	30,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円

### 3 平成29年度及び平成30年度の人事院勧告に基づく給与改定の凍結解除

財政対策プログラムによる集中対策期間に伴う給与削減の実施の間は、改定後の給料表及び勤勉手当支給月数を適用しない措置は、上記1の給与削減の終了に伴い解除する。

（参 考）期末勤勉手当

管理職 4.30月（4.00月）→ 4.50月／年 +0.20月（+0.50月）

一般職 4.30月（4.05月）→ 4.50月／年 +0.20月（+0.45月）

再任用 2.25月（2.13月）→ 2.35月／年 +0.10月（+0.22月）

\*（ ）内は財政対策プログラムに伴う削減分を含む

### 4 適正化による効果額 \* 令和6年度経過措置終了

(千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計	1年平均
△90,895	△97,151	△125,251	△125,870	△135,726	△574,893	△114,979

\* 令和2年4月の職員構成（見込）による、適正化の実施と未実施の場合の比較（試算）

## ■ 期末手当 及び 勤勉手当

2019年度(令和元年度)人事院勧告関係

◎現行(令和元年度)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.3	0.925	2.225	1.3	0.925	2.225	2.6	1.85	4.45
特定管理職員 (部長職)	1.1	1.125	2.225	1.1	1.125	2.225	2.2	2.25	4.45
再任用職員	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	1.45	0.9	2.35

\* 令和2年3月31日までの間は、上表の支給月数を適用せず、下表(※平成28年度改定)の支給月数を適用する。  
【参考】 国においては、令和元年12月期の勤勉手当支給月数を0.975月とし、年間支給月数を調整した。

◎令和2年度以降(改定後)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.3	0.95	2.25	1.3	0.95	2.25	2.6	1.9	4.5
特定管理職員 (部長職)	1.1	1.15	2.25	1.1	1.15	2.25	2.2	2.3	4.5
再任用職員	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	1.45	0.9	2.35

※平成28年度改定(令和2年3月31日までの間適用)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.3	0.85	2.15	1.3	0.85	2.15	2.6	1.7	4.3
特定管理職員 (部長職)	1.1	1.05	2.15	1.1	1.05	2.15	2.2	2.1	4.3
再任用職員	0.725	0.4	1.125	0.725	0.4	1.125	1.45	0.8	2.25

※上表に財政対策プログラムに伴う削減を反映したもの

&lt;6級以下△0.25 7・8級(課長・次長級及び部長職)△0.3 再任用職員△0.12&gt;

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員 (6級以下)	1.175	0.85	2.025	1.175	0.85	2.025	2.35	1.7	4.05
一般職員 (課長・次長級)	1.15	0.85	2.0	1.15	0.85	2.0	2.3	1.7	4.0
特定管理職員 (部長職)	0.95	1.05	2.0	0.95	1.05	2.0	1.9	2.1	4.0
再任用職員	0.665	0.4	1.065	0.665	0.4	1.065	1.33	0.8	2.13

## 逗子市職員給与条例（昭和31年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市職員給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 逗子市条例第9号</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>（1） 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>（3） 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>（5） 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>13,700円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち<u>2人までについてはそれぞれ7,600円（職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち1人については、11,000円）</u>、その他の扶養親族については、1人につき<u>6,500円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>逗子市職員給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 逗子市条例第9号</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>7,800円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち<u>子については11,200円</u>、その他の扶養親族については、1人につき<u>7,800円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p>

## (地域手当)

第10条の2 本市における民間の賃金水準を基礎とし、本市における物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

## (住居手当)

第10条の3 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）に対する住居手当として職員（規則で定める職員を除く。）に月額30,000円を超えない範囲内において支給する。

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

## (管理職手当)

第12条の2 管理又は監督の地位にある職員に対しては、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において管理職手当を支給する。

2 前項の規定により管理職手当を支給する職員には、第13条、第15条及び第16条に規定する給与は支給しない。

## (宿日直手当)

第14条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられその勤務に服した職員には、勤務1回につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第13条、第15条及び第16条第2項の勤務に含まれないものとする。

## (地域手当)

第10条の2 (略)

## (住居手当)

第10条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、前項の職員に対し、月額28,000円を超えない範囲内において支給する。

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

## (管理職手当)

第12条の2 (略)

2 前項の規定により管理職手当を支給する職員には、次条、第15条及び第16条に規定する給与は支給しない。

## (宿日直手当)

第14条 (略)

2 前項の勤務は、前条、次条及び第16条第2項の勤務に含まれないものとする。

## (勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間におけるその者の人事評価の結果及び勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給与月額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に100分の92.5（第18条第2項の規則で定める職員にあつては100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に100分の45（第18条第2項の規則で定める職員にあつては100分の55）を乗じて得た額の総額

3 第18条第4項の規定は、第2項の給与月額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第19条第2項」と読み替えるものとする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条にお

## (勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給与月額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に100分の95（第18条第2項の規則で定める職員にあつては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 第18条第4項の規定は、前項の給与月額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第19条第2項」と読み替えるものとする。

4 (略)

いて同じ。) 」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第19条の2 第18条及び第19条に規定する期末手当及び勤勉手当については、国又は他の地方公共団体との均衡上必要と認めるときは、予算の範囲内において、第18条及び第19条の規定にかかわらず、その額を超えて支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第19条の2 第18条及び前条に規定する期末手当及び勤勉手当については、国又は他の地方公共団体との均衡上必要と認めるときは、予算の範囲内において、第18条及び前条の規定にかかわらず、その額を超えて支給することができる。



## 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p data-bbox="210 344 828 373">逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p data-bbox="889 400 1099 426">平成19年7月6日</p> <p data-bbox="889 451 1099 477">逗子市条例第13号</p> <p data-bbox="168 504 405 529">（給与に関する特例）</p> <p data-bbox="125 557 1088 632">第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="192 639 566 932"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="125 954 297 979">2～5 （略）</p> <p data-bbox="168 1007 562 1032">（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p data-bbox="125 1059 297 1085">第8条 （略）</p> <p data-bbox="125 1112 1088 1187">2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p data-bbox="125 1214 244 1240">3 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	<p data-bbox="1211 344 1830 373">逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p data-bbox="1883 400 2094 426">平成19年7月6日</p> <p data-bbox="1883 451 2094 477">逗子市条例第13号</p> <p data-bbox="1169 504 1406 529">（給与に関する特例）</p> <p data-bbox="1126 557 2089 632">第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 639 1568 932"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1126 954 1299 979">2～5 （略）</p> <p data-bbox="1169 1007 1563 1032">（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p data-bbox="1126 1059 1299 1085">第8条 （略）</p> <p data-bbox="1126 1112 2089 1187">2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p data-bbox="1126 1214 1245 1240">3 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000
号給	給料月額（円）																								
1	374,000																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
5	608,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	375,000																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
5	608,000																								